

食物アレルギーの対応について

はじめに

学校におけるアレルギー疾患の対応は、文部科学省監修の下、平成 20 年に作成された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づき対応をすることとされます。

公益財団法人 日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
《令和元年度改訂》

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、学校給食を含む学校生活全体を全ての児童生徒が安全・安心で楽しく過ごせるようにすることです。

大阪府教育委員会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」
《平成 29 年 2 月》

< “食物アレルギー” の捉え方について >

- “食物アレルギーを有する児童生徒” として学校が対応するのは、医師が記載した『学校生活管理指導表』を提出している者のみになります。
- 『学校生活管理指導表』を提出していない者の中で、保護者の要望で摂食および食事と関わる場面での配慮が必要な児童生徒についてはすべて“個別の対応が必要な児童生徒”として扱います。
(例) 牛乳を飲むとおなかを下す（乳糖不耐症）等
→食物アレルギーではないので、教室での対応とする。

< 本校の対応 >

- 食物アレルギー対応委員会を設置し、学校給食を含む学校生活全体や事故防止、及び事故時の対応について確認、検討をしています。
- 食物アレルギー研修を、新転任者研修で実施します。(R3.4実施) また、エピペン研修を全職員に実施します。エピペンに関しては、練習キットで実際に体験しました。(R3.5実施) アンケートで書かれた質問に対し、後日返答をしました。(別紙①)
- 『学校生活管理指導表』を基に、「食物アレルギー個別の取り組みプラン」を作成し、より細かく対応方法を保護者と確認し作成します。『学校生活管理指導表』の内容が変われば随時更新し、

取り組みプランに沿って対応します。(別紙②)

- ・月の中頃に、翌月の献立をチェックしています。栄養教諭、担当首席、給食チーフ、調理員代でアレルギーチェックをし、複数での確認をしています。

◎給食時の対応

- ・「摂食指導（給食）について」は、担任が給食チェックカードで摂食指導前にチェックし、誤食誤飲をしないようにしています。

◎給食以外の対応

- ・「調理実習・喫食に伴う提出書類」を、実施日の10日前までに提出します。アレルギーに関する確認や個別の対応に関する確認がある場合、保護者に様式を渡し、実施の有無などを確認します。
- ・「校外学習・宿泊学習・修学旅行におけるアレルギー対応」では、『学校生活管理指導表』を提出している児童生徒を確認し、様式を記入します。その後、対応プランを保護者と確認します。
※『学校生活管理指導表』を提出している児童生徒の中には、学校給食で対応していない食物アレルギー物質や、食物以外のアレルギーを有する児童生徒もいるため必ず確認します。

<学校生活管理指導表>

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）とは…

アレルギー疾患の児童生徒等に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒等について症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。その一つ的手段として、『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』を用いて学校で対応が必要な情報を把握し、実際の取組につなげていくながれを説明します。『学校生活管理指導表』は個々の児童生徒等についてアレルギーの疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。

公益財団法人 日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

《令和元年度改訂》

重要 ポイント

- ①学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、学校生活管理指導表の提出を求める。
- ②保護者は、主治医・学校医等に学校生活管理指導表を記載してもらい、学校に提出する。
- ③主なアレルギー疾患が1枚（表・裏）に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒等について1枚提出される。
- ④学校は、学校生活管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
- ⑤学校は提出された学校生活管理指導表を、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理するとともに、個人情報の取り扱いに留意する。

- ⑥学校生活管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、症状・治療内容や学校生活上の配慮する事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。なお、大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。
- ⑦食物アレルギーの児童生徒等に対する給食での取組など必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。血液検査の結果を求めることは適当ではない。

◎在校生の次年度に向けての更新手続き

- ・『学校生活管理指導表』を提出している児童生徒は、毎年更新します。（12月から手続き開始）
その他の在校生は、3年単位で調査をします。（小学部4年進級時、中学部進級時、高等部進級時）
- ・食物アレルギー調査で、新たに“食物アレルギーあり”と回答した児童生徒には、『学校生活管理指導表』の提出を求めます。（3月提出）

◎外部新入生の次年度に向けての更新手続き

- ・外部の入学予定者にアレルギー調査票や『学校生活管理指導表』の提出を1～2月に依頼します。
- ・食物アレルギー調査で、“食物アレルギーあり”と回答した児童生徒には、『学校生活管理指導表』の提出を求めます。（4月提出）

学校生活管理指導表の記入ポイント （別紙③）

- ・主治医が記入します。
「名前、性別、生年月日、学年クラス、提出日」と「緊急連絡先の保護者の部分」と「保護者の同意欄」のみ、保護者が記入します。
- ・『学校生活管理指導表』には、“食べてはいけないもの”のみ記入します。
※「加熱すれば可」とよく書かれますが、食べられるものは記入しません。
- ・鶏卵はニワトリの卵のことなので、それ以外の卵アレルギーがある場合は「その他」のところに記入します。
（例）うずらの卵、魚卵等
- ・学校生活上の留意点の“C 運動（体育・部活動）”では、運動誘発アナフィラキシーや食物依存性運動誘発アナフィラキシーの診断された場合のみ「2.管理必要」になります。
※運動誘発がないにも関わらず、よく「1.管理必要」になっているので注意が必要です。

- 本校の給食では、生卵を提供しません。マヨネーズは生卵不使用のものを使っています。過熱をすれば鶏卵を食べられる場合、『学校生活管理指導表』の鶏卵部分に「生卵」と記入します。
- 鶏卵に関してのみ「提供」（加熱もしくは調味料（マヨネーズ）としての提供）もしくは「完全除去」の2択にしています。それ以外の食物に関しては、禁止程度を設けません。

まとめ

近年、食物アレルギーに関して多様化してきています。そのため、食物アレルギーによる事故を完全に防止、なくすよう、上記の取り組みを今年度から実施しています。

また、教育庁より、食物アレルギー事故に関してはアレルギー症状が出なくてもアレルゲン物質に触れた、または喫食した場合や原因物質不明の発症の場合、新規発症の場合についても事故として報告するよう依頼がきており、府全体で食物アレルギー事故防止の取り組みをしています。

最近では、医療機関等においてチャレンジテストをしているケースも増えてきています。保護者や医療機関と情報共有をしながら児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、健康状態を観察する必要があります。チャレンジテスト等でアレルゲンを摂取する場合は、必ず医療機関やご家庭で症状出現がないことを確認していただき、チャレンジテストの実施状況や摂取後の経過等の情報を担任までご連絡ください。

全ての児童生徒が安心・安全で楽しく学校生活を過ごせるよう、食物アレルギー対応に取り組んでいきたいと考えていますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。